

Environment Nishinomiya

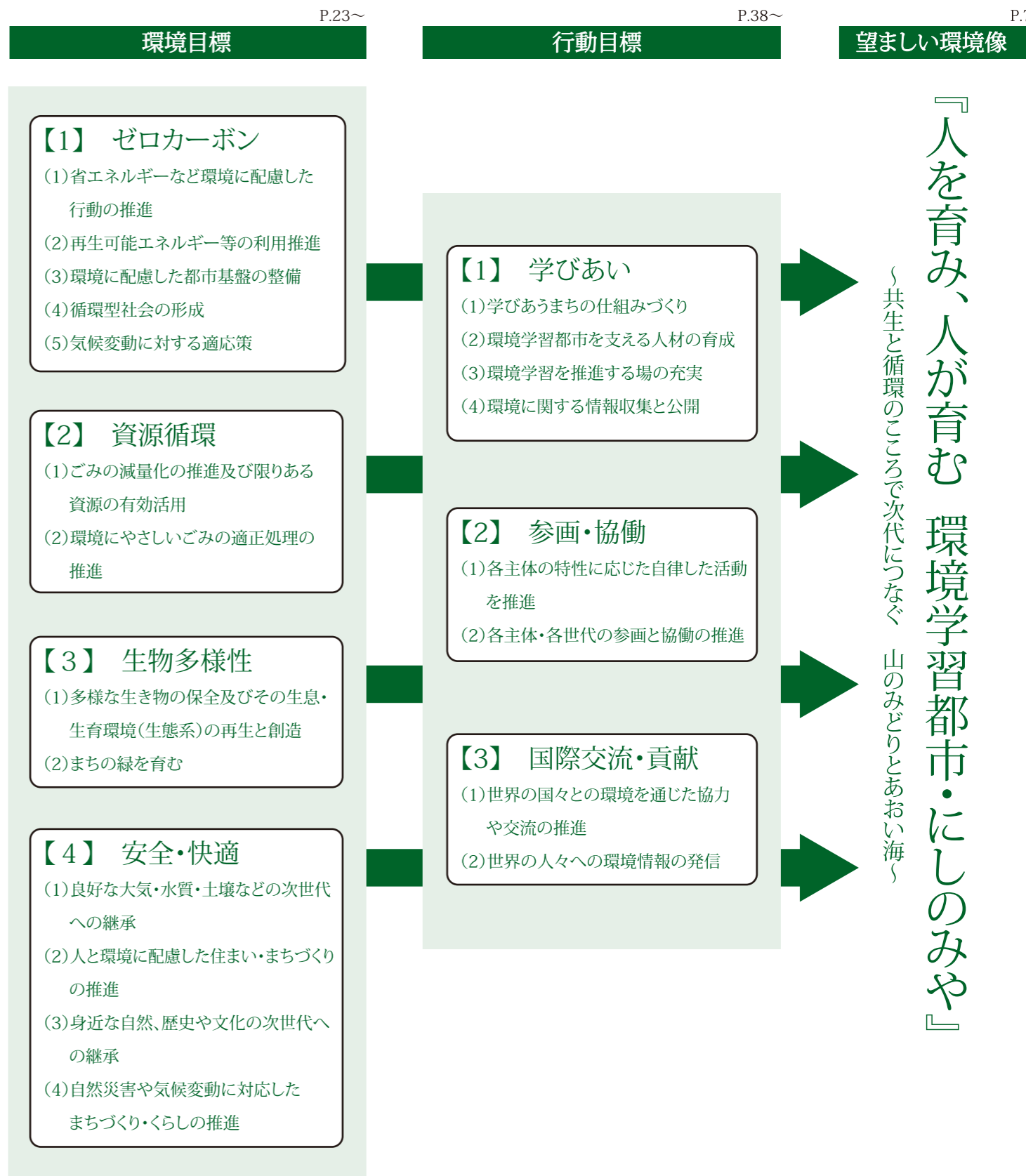
## chapter 4

# 望ましい環境像の実現に向けた目標と取り組み

上の花:サマー・アメジスト(アガスタケ)  
撮影地:甲山



## 1. 施策体系



## 2. 環境学習の定義と各目標の基礎となる視点

環境教育は、1972年の「ストックホルム人間環境宣言」においてその重要性が指摘され、その後、「国際環境教育会議」の「ベオグラード憲章」(1975年)などにおいて内容が明確化され、①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することが明確に示されました。つまり、行動に結びつく人材を育てることが重要な目的とされています。

本市では、「石油コンビナート建設反対運動」「甲子園浜埋立事業反対運動」など地域住民や事業者が地域の自然や子どもたちの教育環境を自主的に守ってきた歴史があります。

1992年には環境省のこどもエコクラブの基本モデルとなった「地球ウォッチングクラブ・にしのみや(EWC)」がスタート。子どもたちとサポーター(学校や地域団体)の自主性を重視し、

地域に根差した環境学習の取り組みを進めてきました。こういった歴史背景や取り組みを反映する形で行われた環境学習都市宣言では、環境学習都市の理念を述べた「宣言文」の他に、わたしたちの役割を示した5つの「行動憲章」で構成され、行動憲章では「実現」「実践」「行動」などといった言葉が登場します。

本市における「環境学習」とは、単に「教育を受けること」や「学習すること」だけでなく、環境に係る実践活動や体験も含む概念です。「環境学習都市」を実現していくためには、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全など私たちが直面する課題に、市民・事業者・行政といった主体が「学びあい」ながら自発的にかつ連携しながら取り組んでいく必要があります。

### 西宮市が育ててきた環境と学びあいの文化

西宮市は、全国初の環境学習都市宣言を行い、「環境学習」をあらゆる取り組みの中心においてきました。私たちは、日々の暮らしの中での気づきをきっかけとして、取り巻く環境に対する理解を深め、自然や歴史、文化、産業、伝統といった地域の資源を活用しながら、学びあいの文化を育ててきました。この学びあいの文化を伝え、広げていくために、市民、事業者、行

### 自ら考え行動できる人材づくり

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)(平成23年6月改正)では、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育の充実などが盛り込まれました。環境保全活動のすそ野を広げていくにあたり、学校等での環境教

政などが互いに地域社会に関わりつづけていく参画と協働の仕組みが必要です。身近な環境問題は、今や国境を越えて広がる人類共通の課題となっています。人と人のつながりの中で学びあう文化を通して地球環境との望ましい関係を築いていくことが大切です。

育の充実はもちろんのこと、地域社会において、市民・事業者・行政などの参画・協働による実践的な人材づくりとその活用が求められています。

### コラム 環境目標と行動目標のつながり



「環境目標は4つあるけど、このうちどれが一番重要なんだろう。」



「“ゼロカーボン”“資源循環”“生物多様性”“安全・快適”の4つの環境目標は、相互に関連し合っていて、どれが一番ってないんだよ。例えば、資源を大切にしておゴミを減らすことは、焼却されるごみの量が減ることで、地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素の排出が抑制されるんだ。それに、地球温暖化の防止は、気候変動による豪雨、土砂災害や動植物の絶滅のリスクの低減にもつながるんだよ。」



「なるほど!じゃあ、3つの行動目標との関係はどうなっているの?」



「3つの行動目標は、環境目標を達成するときの行動指針を示しているんだ。3つの行動目標である“学びあい”“参画・協働”“国際交流・貢献”の視点から、4つの環境目標を統合的に達成していくことで、持続可能なまちづくりが実現されるんだよ。」



「今だけじゃなく、この先もずっと安心して快適に生活していくために、自分たちがどうすればいいか、環境について考えて行動していく必要があるんだね。」

### コラム 持続可能な開発のための教育(ESD\*)とは?

「持続可能な開発のための教育(ESD)」は、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇など人類の開発活動に起因する現代社会の課題について、人間性を育み、多様な考え方を尊重しながら、自らの問題として主体的に捉え、問題解決につながる新たな価値観や行動などの変容をもたらす学習・教育活動です。

私たちの暮らしは、自然環境を通した多くの恵みに支えられている一方、自然との関わりの中で、想定外の災害に直面する場合があります。将来起こりうる様々な事象

への備えという観点からも、ESDによる持続可能な社会の担い手を育む教育の重要性が高まっています。ESDが求める身近なところから問題に取り組む姿勢は、一人ひとりが地域づくりの主体であるという意識を育みます。

2019年12月、国連総会で「ESD for 2030」が採択され、ESDがSDGsの全てのゴールの実現への鍵であることが再確認されました。

\*ESD=Education for Sustainable Development

### 3. 環境目標

#### コラム 持続可能な開発目標(SDGs\*)とは?

2015年に150を超える国連加盟国首脳に参加のもと、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」が採択されました。SDGsでは、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。また、行政・地域・企業・大学・NGO・市民等のあらゆる主体が参画すること、また社会のすみず

みまで手を差し伸べる「誰一人取り残さない」という考え方を明確にしています。これは、環境学習都市として西宮市が掲げる持続可能なまちづくりの考え方、すなわち、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済の発展と公正で平和な社会の構築を目指す考え方につながるものとなっています。

\*SDGs=Sustainable Development Goals



持続可能な開発目標(SDGs)

出展:国際連合広報センター

#### 西宮市の環境目標と主なSDGsのゴールとの関係

SDGsの17の各ゴールは相互に独立しているものではなく、すべてのゴールに相関関係があるため、総合的に取り組むことが必要です。

ここでは、「環境目標」とSDGsの各ゴールのうち、関係

の深いもののみを掲載していますが、この計画においては、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むというSDGsの視点を取り入れ、様々な取り組みを進めていきます。

<p><b>1. ゼロカーボン</b> 二酸化炭素排出量実質ゼロのまちへ</p>	<p><b>3. 生物多様性</b> 生き物のつながりが豊かな恵みを育むまちへ</p>
<p><b>2. 資源循環</b> ごみを減らし、資源を有効活用するまちへ</p>	<p><b>4. 安全・快適</b> 安全・快適な生活環境を暮らしの中で築くまちへ</p>

環境目標	
<p>【1】ゼロカーボン*</p>	<p>省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの最大限の導入など、地球温暖化対策に取り組み、「2050年ゼロカーボンシティにしのみや」の実現に向けた取り組みを進めます。</p>

※ゼロカーボンとは、温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること

現在、私たちの生活は電気やガス、ガソリンなどを利用し便利で快適なものとなりましたが、その代償として大量の温室効果ガスを排出した結果、地球温暖化の進行に伴う気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、日本においても、集中豪雨や大型台風などが原因の大規模な災害へとつながっています。

現在、地球温暖化対策は世界的な課題であり、2050年までに世界の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成することが世界全体の目標として掲げられています。我が国でも2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、本市においても、2021年2月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明

し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指しています。「2050年ゼロカーボンシティ」を実現していくためには、大幅な技術革新とその導入が前提となりますが、各主体が「自分ごと」として、できることから行動を起こし、ライフスタイルや事業活動の転換を図っていくこともこれまで以上に重要となります。

そのため、本市においても市域の二酸化炭素削減のため、地球温暖化対策を計画的に進めるため、「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しています。市民、事業者、行政の参画と協働により中期目標の達成と「2050年ゼロカーボンシティ」に向けて取り組むことを目指しています。

**指標等**

2028年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で46%以上削減します

【参考目標】(国の計画期間による)

2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で48%以上削減します

#### ●取り組み

は取り組みを実施する主体。

#### 省エネルギーなど環境に配慮した行動の推進

##### ① 省エネルギーなど環境に配慮した行動の推進・普及啓発

市民・事業者・行政

学校・家庭・地域・事業所それぞれにおいて、省エネ製品の購入や節電、エコ消費や地産地消など環境に配慮した行動

の推進・普及啓発ができるよう環境学習や情報発信・支援を行い、意識と行動の変革を促します。

##### ② 省エネルギー機器等の導入の推進

市民・事業者・行政

ZEB、ZEH\*など住宅や建築物の断熱化や高効率機器の導入促進や照明・家電製品等の省エネ化、電動車をはじめとする次世代自動車の導入促進や普及啓発を行います。また、公共

施設においても照明設備のLED化等省エネ対策に取り組み、環境に配慮して施設整備等に取り組めます。

※年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを指した住宅やビル、建築物のこと

## 再生可能エネルギー等の利用推進

市民・事業者・行政

市民・事業者等に対し、周辺環境に配慮した、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーや蓄電池の導入促進のため

啓発や支援を行います。また、公共施設においても廃棄物発電の有効活用や太陽光発電設備の設置を推進します。

## 環境に配慮した都市基盤の整備

### ①公共交通機関など環境にやさしい移動手段の利用の推進・普及啓発

市民・事業者・行政

電車やバスなどの公共交通機関の利用を促進するとともに、利用環境の向上を図ります。

また、次世代自動車(電動車等)の普及促進に努めるとともに、

ノーマイカーデーやエコドライブなど自動車利用に関する適切な行動の普及啓発を行い、低炭素化や居住環境の改善を目指します。

### ②低炭素型地区・街区の形成及び都市機能の集約化の検討

市民・事業者・行政

建築物の省エネルギー化の促進や、再生可能エネルギーの活用、エネルギーの高度利用などを組み合わせ、街区全体での低炭素化の検討を進めます。

### ③緑化の推進及び森林の保全

市民・事業者・行政

温室効果ガスの吸収源となる緑を増やすため、生物多様性にしのみや戦略に基づく里山整備や都市部の緑化の推進と農地の保全に努めます。

また、住宅や建物の敷地内緑化や屋上緑化などにより市内の緑化を進め、省エネルギーやヒートアイランド対策につなげます。また、防災・減災の役割も果たすグリーンインフラなど、良好な住生活に欠かせない緑化を推進します。

## 循環型社会の形成

市民・事業者・行政

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の総量削減に取り組み、資源の無駄遣いをなくすことで地球温暖化防止を推進します。

## 気候変動に対する適応策

市民・事業者・行政

国の気候変動適応計画で示す「農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活」の7つの分野の気候変動に対する対策のうち、重大性や緊急性及び本市の地域特性を考慮して、ハザードマップなどの防災関連や、熱中症の予防・対処法などの情報提供に努めます。また、西宮市地域防災計画に基づき、緊急用電源として太陽光発電の利用を推進するなど、災害リスクを考慮したインフラ整備に努めます。

## コラム 太陽光パネルで学ぶ再生可能エネルギー

西宮市では、市内の一部の学校に太陽光パネルを設置しています。太陽光パネルの発電量をモニターで表示することで、子どもたちが再生可能エネルギーの利用を学び、環境意識を高めることにつながります。



甲子園浜小学校の屋上の太陽光パネル



発電量のモニター

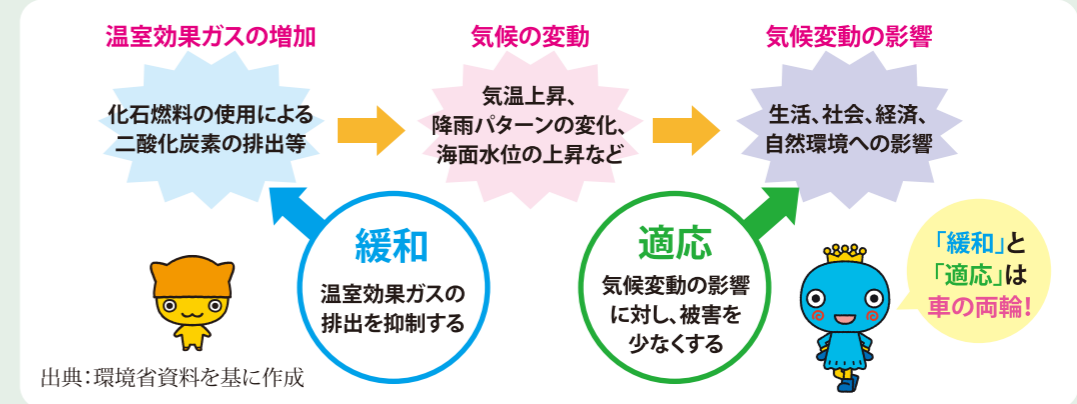
### 【関連計画】

- 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
- 西宮市都市交通計画 など

## コラム 気候変動適応とは～2つの気候変動対策～

世界各地で気温の上昇などが起こり、異常気象や自然災害の発生などの気候変動の影響が現れています。気候変動は、私たちの食べるものやみなさんの健康にも

様々な影響を与え、その影響は今後さらにひどくなっていくかもしれません。こうした気候変動の影響に対し、被害を少なくする対策として「適応」が重要になっています。



地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガスを削減する(または植林などによって吸収量を増加させる)「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する(または気候変動の好影響を増長させる)「適応」の二本柱があります。

気候変動を抑えるためには、緩和はとても重要な対策です。早急に大幅削減に向けた取り組みを開始し、

続していかなければなりません。ですが、最大限の排出削減努力を行っても、過去に排出された温室効果ガスの大気中への蓄積があり、ある程度の気候変動は避けられません。観測記録を更新するような異常気象が、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠なのです。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

## 環境目標



### 【2】 資源循環

循環型社会の構築に向けて、2 Rと分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取り組みを進めます。

高度経済成長により、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムが進展し、私たちは多くの物に支えられ、便利で豊かな生活を送ってきました。その一方で、地球上の限りある資源を大量に消費することにより、天然資源の枯渇、廃棄物の増加による最終処分場の不足、プラスチックごみによる生物や生態系への悪影響などの問題が発生しています。

地球規模での環境問題となっている廃棄物の問題解決と資源循環を推進するためには、市民・事業者・行政などがこれらの問題を認識し、「循環型社会」の構築に向けて行動していく必要があります。

本市においては、ごみの排出量は全体で減少傾向となってい

るものの、事業系ごみについては増加傾向となっており、事業者による廃棄物の排出抑制が喫緊の課題となっています。各主体がそれぞれの役割を果たしながら、2 Rと分別・リサイクルの取り組みを推進するとともに、廃棄物の適正処理を実施していく必要があります。

「西宮市一般廃棄物処理基本計画」では、ごみを発生させない社会の確立や分別の徹底とリサイクルの推進、適正で効率的なごみ処理体制の構築を基本方針として、ごみの排出量の削減と最終処分率の低減などを目標とする取り組みを進め、持続可能な「循環型社会」の構築を目指していきます。

## 指標等



ごみ総排出量  
10.8%削減  
(2016年度比)  
1人1日  
976g→871g



最終処分率  
13.1%  
→11.9%  
(2016年度比)  
(1.2ポイント改善)



温室効果ガス削減量  
18.8%削減  
(2016年度比)  
(※廃棄物分野に限る)

## ●取り組み

### ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用

#### ① 廃棄物の発生抑制(リデュース)の推進 市民・事業者・行政

「ごみ減量等推進員」などを通じた市民啓発やレジ袋削減キャンペーンなどによるマイバッグの普及に組み込み、ごみになるものを作らない、買わないといった、そもそもごみになるものを減らす取り組みを推進します。事業者には、特定事業者等による廃棄物減量化等計画書提出の義務づけや資源化促

進ガイドブックの配布などにより、廃棄物の発生抑制を推進します。また、手付かずの食品や食べ残しといった「食品ロス」を削減するため、「生ごみ3きり運動」の推進や食べ残しを減らすなどの食育の取り組みを充実させるとともに、フードドライブなどの取り組みを市民・事業者幅広く呼びかけていきます。

#### ② 不用品の再利用(リユース)の推進 市民・事業者・行政

図書館で活用できなくなった図書の市民への無料配布や、リサイクルプラザにおいて廃棄された粗大ごみの修理・再利用、また、家

庭や飲食店などにおけるリユース食器やリターナブルびんの利用促進により、不用品の再利用を推進します。

#### ③ 資源の再生利用(リサイクル)の推進 市民・事業者・行政

資源の再生利用を推進するため、市民の自主的な集団回収活動への支援や、食品系量販店等による牛乳パック・トレイ・ペットボトル等の店頭回収活動などを促進し、資源化が可能なごみの分別排出を徹底します。

また、小規模事業所を対象とした古紙回収システムの構築や、常設リサイクルステーションの設置、びんのリサイクル率の向上を検討するなど、多様な資源回収システムの構築などに組み込み、資源の再生利用を推進します。

## 環境にやさしいごみの適正処理の推進

#### ① 各主体による適正処理の推進 市民・事業者・行政

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用について、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むまちを目指します。

生活系ごみについては、市民は3R(リデュース・リユース・リサイクル)の考え方を理解した上で、2R(リデュース・リユース)に積極的に取り組み、ごみの発生抑制・再使用・分別排出の徹底に努めます。増加傾向にある事業系ごみについては、全ての事業者が一般廃棄物と産業廃棄物の分別排出の徹底及び古紙類等の再資源化

に積極的に取り組み、事業系ごみの削減に努めます。行政は、幅広い年齢層・多種多様な事業者への普及啓発を図るため、ホームページやごみ分別アプリ、ハローごみや適正処理ハンドブック等の広報誌等、各種媒体を活用した情報提供に組み込みます。また、ごみ処理施設に搬入されたごみに不適物が含まれていないかを調べる展開検査や不適正排出事業者等に対する個別指導を実施するほか、関係機関と連携して不法投棄の防止などに取り組みます。

#### ② ごみ処理施設におけるエネルギーの有効活用及び処理の効率化の推進 行政

焼却施設での発電や熱供給によるエネルギー回収を推進します。また、破碎選別施設等でのリサイクルの推進など効率的な施設の整備、運用を行います。

### 【関連計画】

- 西宮市一般廃棄物処理基本計画 など

### コラム 2Rの推進

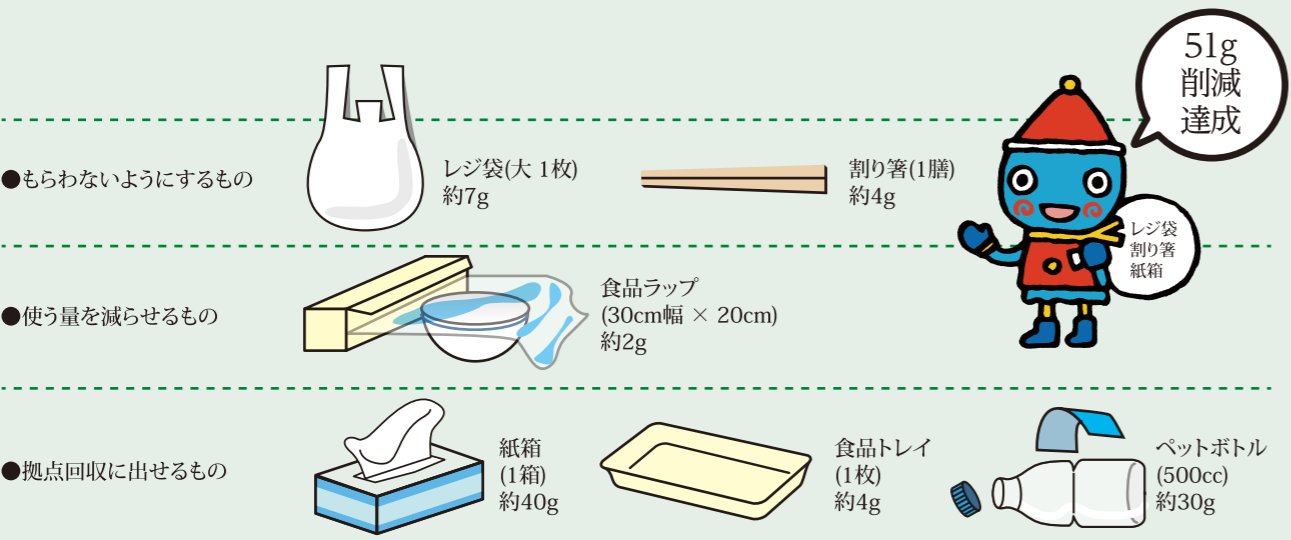
ごみになるものを買わない「リデュース」、ものをそのままの形で繰り返し利用する「リユース」、ものを再び資源として利用する「リサイクル」の3つをあわせて3Rと言います。しかし、リサイクルはその処理の過程で一定のエネルギーを使うことから、特に、ごみの減量には、「リデュース」と「リユース」の2R(マイバッグ持参、必要なものを必要な量だけ買うなど)を進めることが重要です。



コラム 1人1日に51gのごみを減らすとは、どのくらい？

ごみ総排出量を2016年度比で、10.8%削減することを目指しています。この目標を実現するためには、生活系ごみは10%、事業系ごみは20%の削減が必要です。生活系ごみを10%減らすためには1人1日に51gのごみを減らす必要があります。

例1:レジ袋1枚(約7g)+ 割り箸1膳(約4g)+ 紙箱1箱(約40g)=51g  
 例2:レジ袋2枚(約14g)+食品トレイ2枚(約8g)+ ペットボトル1本(約30g)=52g



コラム 食べものから考えるごみ減量 ～食品ロス・生ごみ3きり運動～

【食品ロス】  
 日本では、食べられるのに廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」は、2021年度は約523万トとされています。これは日本人1人あたりに換算すると、「お茶碗約1杯分(約150g)」に近い量の食べ物が毎日捨てられている計算となります。\*

※出典:農林水産省HPより

買い物では買い過ぎず「賞味期限」を正しく理解し、料理は作り過ぎずに余った食品は作り替えるなどの工夫を心がけ、一人一人が「もったいない」を意識しながら食べ物を無駄なく大切に消費していくことが必要です。

参考  
 賞味期限…おいしく食べることができる期限のこと。  
 (期限が過ぎたら食べられなくなるということではない。)  
 消費期限…安全に食べることができる期限のこと。

【生ごみ3きり運動】  
 買った食材を使い切る「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、ごみを出す前に水を切る「水きり」、これらの3つの「きり」を実践することです。

使いきり…計画的な買い物で食材を残さない  
 食べきり…食べきれぬ量を把握して食べ残さない  
 水きり…まずはぬらさない、そしてひとしぼり、さらに乾燥

コラム プラスチックごみの現状

プラスチックは軽くて丈夫、加工もしやすい素材のため、様々な生活用品に使われていますが、その一方で自然界で分解されにくいという特徴があります。大阪湾に漂着したごみの約8割がプラスチックごみと言われており、阪神間で唯一自然の海浜が残っている西宮でも、プラスチックなどの漂着ごみが多くみられます。自然界で分解されにくい特徴を持つプラスチック製品ですが、不要となり、ポイ捨てなどで捨てられたものが、河川等を通じて海までたどり着き、海洋中に漂流したり、海岸に漂着したりします。特に使い捨てプラスチックが海へと流れ込むことで、海岸の景観が損なわれるだけでなく、海の生き物が間違えて食べて死に至ったり、身体に絡みついて傷つけたりするなど、海洋の生態系に大きな影響を与えてしまいます。また、プラ

スチックごみは燃やすと温室効果ガスが発生するため、地球温暖化につながります。これらのことから、プラスチックごみの問題は廃棄物の問題にとどまらず、様々な環境問題に影響を与えると懸念されています。



香櫨園浜の様子(平成30年台風21号上陸後撮影)

コラム プラスチック・スマート・アクションにしのみや

本市では、2021年2月、「全市的なプラスチックごみ削減運動の推進」を表明しました。そして、市民・事業者の皆様とともにプラスチックごみの削減に向けた取り組みを具体的に進めていくため、2022年1月に「プラスチック・スマート・アクションにしのみや」を策定しました。

- 【私たちにできること(4つの基本方針)】
- Reduce(リデュース) マイボトル、マイバッグ、マイカップなどを使ってごみを減らしましょう。
  - Reuse(リユース) まだ使えるものは、人に譲るなど繰り返し使しましょう。
  - Recycle(リサイクル) プラスチック製品を捨てるときは適切に分別し、再資源化に努めましょう。
  - No littering(ポイ捨て禁止) ポイ捨てはやめて、まちを美しくしましょう。



- 【私たちにできる取り組み(抜粋)】
- 市民 ・使い捨てプラスチック製品は買わない、もらわない ・マイバッグやマイボトル、マイカップを使用する
  - 事業者 ・リユース食器の利用など使い捨てをなくす ・使い捨てプラスチック製品の製造や販売を抑制する
  - 行政 ・公共施設に給水スポットを整備する ・清掃活動や環境学習の場を充実させていく

日々の生活や事業活動の中でプラスチックごみの削減に向けて取り組みを進めていきましょう。

## ●取り組み

### 多様な生き物の保全及びその生息・生育環境(生態系)の再生と創造

#### ① 地域活動等を通じた生物多様性の保全 市民・事業者・行政

本市の豊かな自然環境を、地域活動等を通じて、市民・事業者・行政などの協働により再生・保全していきます。また、広田山公園やナシオン創造の森、社家郷山(コープの森)といった都市型里山など、地域住民や事業者等によって支えられている自然環境を広く周知し、生物多様性に対する意識の向上を図ります。



広田山公園のコバノミツバツツジ群落

#### ② 生態系ネットワークの保全・形成 市民・事業者・行政

山・川・海などの自然環境のつながり(生態系ネットワーク)を意識し、保全に努めることが重要です。まちの中においては生物の移動経路となる緑地や公園、水辺などを確保するとともに、生物多様性保全上重要な地域を保護地区として保全・再生し、貴重な生態系の維持を図ります。



甲子園浜の干潟で羽を休める渡り鳥の群れ

#### ③ 情報共有とあらゆる主体による調査体制の仕組みづくり 市民・事業者・行政

多様な生き物とその生息・生育環境を保全するためには、それらに関する情報を蓄積・更新していく必要があります。そのため、市民自然調査やホームページ等により市内の生き物の生息状況等に関する情報の収集、蓄積・更新及び発信を行います。



市民自然調査ホームページ

#### ④ くらしや産業の中で多様な生態系サービスを育む 市民・事業者・行政

生態系は、私たちが生きていく上で欠かすことのできない水や食料などのほか、工芸、芸能などの文化的な利益も与えています。そのため、これら伝統産業を守ることなども生物多様性の保全につながるという認識の共有を図るとともに、くらしや産業の中で多様な生態系サービスを育みます。



名塩和紙学習館

#### 【関連計画】

- 未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略
- 西宮市みどりの基本計画
- 西宮市森林整備計画 など

### 環境目標



#### 【3】 生物多様性

あらゆる主体と連携し、まち、山、川・池沼、海の自然環境を守り、生物多様性を高めるための取り組みを進めます。

生物多様性とは、「すべての生き物の間に違いがあること」と定義されていますが、「生き物の豊かな個性とそれらのつながり」といったように、より広い意味で使われることもあります。現在、地球上には、3,000万種ともいわれる多様な生き物が、互いに支えあって生きており、この多様な生き物が関わりあう生態系から、私たちは、水や食料、気候の安定などの様々な恵み(生態系サービス)を享受しています。

しかし、資源の過剰な消費や開発に伴う海浜の埋め立てなどの人間の活動、国内外の他地域から持ち込まれた外来生物の増加、気候変動などにより、生態系のバランスが崩れ、現在、日本国内だけでも3,716種(環境省レッドリスト2020)の生き物

が絶滅の危機に瀕しています。また、近年では台風や豪雨による土砂災害が多発し、さらには、放置されて高木化した樹木等による被害の拡大も見られることから、減災・防災と生物多様性を両立させた視点や生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応も求められています。

そのため、本市においても「未来につなぐ 生物多様性にしのみや戦略」を策定し、市民・事業者・行政などの様々な主体の参画と協働により、西宮市の豊かな自然やそこで育まれてきた豊かな心、先人から引き継がれてきた文化・伝統・知恵などを未来へつなぐことを目指しています。



甲山



有馬川



甲子園浜

### 指標等

長期目標① 市内で種\*の絶滅を招かない。  
392種 (2019年1月時点)

長期目標② 市内における生き物の  
生息・生育状況を把握する。  
3,637種 (2012年3月時点)

短期目標① 市内で生息・生育が確認  
されている生き物の種数  
の増加。(在来種が対象)

短期目標② 市民等の生物多様性への  
関わりの拡大。

\*市内の絶滅危惧種で、兵庫県版RDB(レッドデータブック)・環境省RDB(レッドデータブック)掲載種が対象

## まちの緑を育む

### ① 公有地の緑化 市民・事業者・行政

公園緑地や学校園などでは、生物多様に配慮した緑化を推進するとともに、「甲山・仁川緑地」、「武庫川河川敷緑地」、「夙川河川敷緑地」、「御前浜公園」、「県立甲子園浜海浜公園」など、本市の山・川・海の貴重な生態系を有する緑地は、今後も貴重な市民の財産として自然環境の保全に努め、市民参画と協働による取り組みを行います。



初夏の仁川緑地

### ② 民有地の緑化 市民・事業者・行政

家庭の庭などの身近な場所をはじめとした、住宅地や企業の敷地などの生物多様性の向上を図るため、建築物の屋上や壁面、生垣などの緑化、開発による緑を保全する緑地協定を推進します。また、生物多様に配慮した緑化手法や植栽する種類の選定など誘導、啓発に努め、民有地の緑化を推進します。



住宅街の緑化

### ③ 市民緑化活動や農とのふれあい支援の推進 市民・事業者・行政

地域緑化や緑化事業の普及・啓発活動を行う人材の育成、住民自らによる花と緑のまちづくり活動の支援、緑化イベントの開催などにより市民緑化活動を推進します。また、農体験などを通じて里地里山のくらしを学び、生物多様性の恵みを体感できる活動を推進します。



市民による花壇活動

## コラム 自然の恵みから生まれた西宮の名水、「宮水」を守る

### 【酒どころの水】

日本有数の酒どころとして知られる西宮ですが、その酒造りを語るうえで「宮水（みやみず）」は欠かせない存在です。古くから西宮の酒造りを支えてきた宮水は、灘五郷酒造組合宮水保存調査会による努力の甲斐もあって、今もキレの良い辛口のお酒を生み出しています。

### 【宮水は自然の恵み】

宮水地帯には、かつて海であった地域を流れる伏流と、六甲山系を起源とする夙川からの伏流がブレンドされることで、ミネラルが豊富で鉄分が少ない、酒造りに適した「宮水」となっています。西宮ならではの自然の恵みの水が「宮水」。この「宮水」を後世に伝えていくため、市は2017年12月に「宮水保全条例」を制定し、宮水の保全に取り組んでいます。



宮水発祥の地碑

## コラム 生物多様性保全上重要な里地里山に選定されました！

平成27年(2015年)12月に環境省より「生物多様性保全上重要な里地里山」として全国で500箇所が選定され、西宮市からも3箇所選定されました。



### ナシオン創造の森 (国見台1号緑地)

西宮市北部の住宅地に隣接する約14haの山林で、地域の市民団体により「創造の森」として整備されています。

市街地にありながら、良好な林地環境が維持されており、トノサマガエル、ニホンアカガエル、ニホンリス、キンラン、ギンランなど里地里山に特徴的な動植物の生息・生育が確認されています。普段は一般公開されていませんが、地域の小中学生の自然体験学習の指導や森を活用した観察会などのイベントが開催されています。



### 甲山グリーンエリア

西宮のシンボル「甲山」とその周辺の自然環境を含む地域一帯を指し、山林、河川、池、湿地、農地などに様々な動植物が生育しています。

里地里山に特徴的な種の生息生育が多く確認されているほか、冬場には、豊かな里地里山生態系のシンボルであるオオタカが餌場として飛来します。

西宮市では、「甲山グリーンエリア地域連携保全活動計画」を平成26年(2014年)3月に策定し、市、NPO、ボランティア、地域住民、企業等各主体の協働により森林の除伐や干ばつ、湿原での落ち葉かきなどにより都市型里山としての機能の維持や、森林、湿原の保全を図っています。



### 社家郷山

六甲山系東端の檜ヶ峰山麓に位置する森林で、コナラなどの里山林、草地、水辺など多様な環境が見られる地域です。トノサマガエル、カスミサンショウウオ、ヒメアカネ、ミヤマアカネなど里地里山に特徴的な種の生息が確認されています。

「企業の森づくり」制度を活用し、森の整備や現地での体験学習なども実施されています。



コラム 生物多様性の新たな世界目標

【昆明・モンテリオール生物多様性枠組】  
2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において採択された新しい枠組み(ポスト「2020年生物多様性枠組」)です。  
新枠組は、2050年ビジョン、2030年ミッション、2050年グローバルゴール、2030年グローバルターゲット、及びその他の関連要素から構成されています。  
2030年グローバルターゲットには、日本が特に重視している30by30や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために8個の数値目標が盛り込まれました。

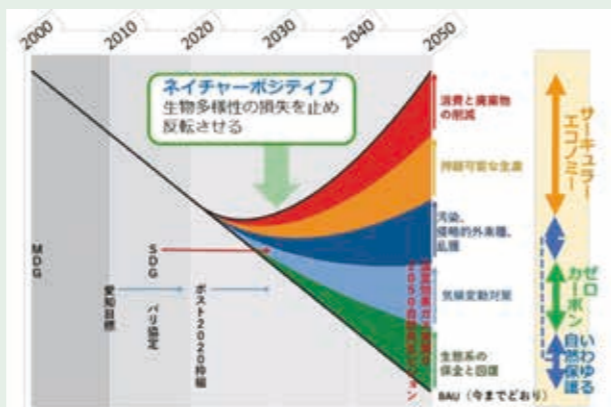
【生物多様性国家戦略2023-2030】  
国は、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を踏まえ、世界に先駆けて2023年3月に新たな「生物多様性国家戦略」を策定しました。  
本戦略は、「2030年ネイチャーポジティブの実現」に向け、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として策定され、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応や、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調しています。

【ネイチャーポジティブとは?】  
生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。  
2050年ビジョン「自然との共生」の達成に向けて、生物多様性損失の要因への対応や保全再生の取り組みに加え、気候変動対策や持続可能な生産と消費など様々な分野の取り組みを連携させていくことが必要と指摘されています。

生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳▶  
資料：地球規模生物多様性概況第5版GB05 (生物多様性条約事務局2020年9月)

【30by30目標って?】  
30by30(サーティ・バイ・サーティ)とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする新たな世界目標です。

【OECMの設定等の推進】  
30by30目標の達成に当たっては、法律等に基づく国立公園等の保護地域に加えて、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)の設定が重要と考えられています。  
国では、OECM設定の推進のため、まずは民間の所有地等を「自然共生サイト」として認定することにしています。「自然共生サイト」の対象となる区域は、例えば、企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原といった場所です。生物多様性の価値を有し、企業、団体・個人・自治体による様々な取り組みによって、本来の目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域が挙げられています。



環境目標	
 <b>【4】 安全・快適</b>	良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取り組みを進めます。

私たちが安心・安全で健康な生活環境を維持するためには、大気汚染や騒音、悪臭などの公害がないことが大切です。その上で、まちの美化や歴史的、文化的資源の保全・活用、魅力のある都市景観の形成など日々の生活を取り巻く環境を快適にするための保全と創造が重要になります。  
文教住宅都市である本市には、山・川・海などの自然景観や良好な住宅地を背景とした優れた都市景観に加えて、酒蔵や社寺などの歴史的・文化的遺産も数多く残されています。これらの資源を保全するとともに、身近な自然や歴史、文化と調和した魅力に溢れた都市空間の形成に努めます。  
さらに、近年では地球温暖化に伴い、台風等を原因とした大雨や集中豪雨による水害、土砂災害などが引き起こされており、こうした自然災害・気候変動に対応していくことが求められています。阪神・淡路大震災を経験したまちとして、自然災害への備えの重要性を認識し、地域コミュニティの活性化による共助の考え方を生かしたまちづくりを推進していきます。

**指標等**

わがまち美化活動\*1  延べ参加率\*2 **20%**

\*1 わがまちクリーン大作戦など、地域・学校等で、まちをキレイにする活動のこと  
\*2 複数の活動の参加者を含むため延べ参加率としています

●取り組み

良好な大気・水質・土壌などの次世代への継承

- ① 大気・水質・土壌などの保全、騒音・振動対策** 事業者・行政  
 大気・水質・土壌などの環境や騒音・振動に関するモニタリングを行い、環境基準等の適合状況を把握するとともに、適切に情報を公開します。また、化学肥料や農薬の使用を抑えた環境保全型農業を推進します。
- ② 発生源(大気・水質・土壌汚染物質・騒音・振動等)への指導・監視** 行政  
 立入検査などを通じて発生源への指導・監視を行い、規制基準が順守されていることを確認します。
- ③ 有害化学物質対策による安全な暮らしの確保** 事業者・行政  
 アスベスト、水銀及びダイオキシン類対策、並びにPCB廃棄物などの産業廃棄物の適正処理に関する指導・助言により、発生源からの漏洩等を未然に防止します。また、新たな環境リスクが発生した場合は、迅速に情報収集するとともに、適切に情報を公開します。

人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進

1 環境に配慮した住まい・まちづくりの推進 市民・事業者・行政

再生可能エネルギーの導入や緑化の推進、省エネ性能をもった住宅の普及、公共交通機関の利用促進などにより、環境に配慮した住まい・まちづくりを推進します。

2 人にやさしいまちづくりの推進 市民・事業者・行政

公共的な施設におけるバリアフリー化の推進や、福祉のまちづくり条例に基づいた人にやさしい道路整備の促進、また、子どもやお年寄り、障害を持った人にやさしく安全で安心できる公園整備に努めるなど、人にやさしいまちづくりを推進します。

身近な自然、歴史や文化の次世代への継承 市民・事業者・行政

東六甲、北部地域の緑豊かな山地、自然の砂浜が残る海浜、また、伝統を感じさせる酒蔵や社寺などの歴史的施設の保全と緑の軸を形成する河川を中心とした自然景観の保全に努めます。

自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進 市民・事業者・行政

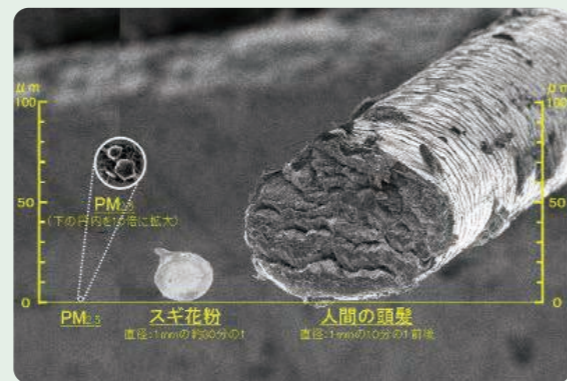
阪神・淡路大震災の教訓を次世代に伝えるとともに、市民一人ひとりが住まいの地理的特性を理解し、日頃から自然災害に対する意識を持てるよう防災教育を推進します。

3 ごみのない美しい・住みやすいまちづくりの推進 市民・事業者・行政

西宮市環境衛生協議会、西宮市ごみ減量等推進員会議との共催による「わがまちクリーン大作戦」の実施やごみのポイ捨て、犬のふんの放置禁止など、ごみのない住環境を維持するため普及啓発等を行います。また、風俗営業・性風俗特殊営業対策については、警察など関係機関とも連携して、法令・条例に基づく指導を行います。

コラム PM2.5とは

PM2.5とは大気中にある2.5マイクロメートル※以下のとても小さな粒子(細かいつぶ)状の物質のことです。とても小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、人間の健康に悪い影響をあたえます。PM2.5は、人間のくらしによって大気中に出された汚染物質が原因となって発生するほか、火山の噴火などの自然現象が原因となっても発生します。  
※1マイクロメートルは1ミリメートルの1,000分の1。  
人間の髪の毛の太さは、約70マイクロメートル。



東京都ホームページより引用

コラム まちの美しさを保つ「わがまち美化活動」

普段、私たちが暮らすまちや道路、公園等が美しく保たれているのは、地域の市民の皆さんや事業者による美化活動が行われるなど、自主的な活動によるものです。「環境衛生協議会」「ごみ減量等推進員会議」と市は、6月と12月の年2回、市民の皆さんや学校、事業所などと協力して、公園や道路の散乱ごみを拾うなどの清掃活動を行う「わがまちクリーン大作戦」を実施しています。清掃活動は、子どもから大人まで幅広い世代の方が参加し、各地域の様々な工夫により進められています。

「EWCエコカード」のスタンプ押印や、ご近所同士のコミュニケーションのきっかけにもなっています。また、西宮市では2021年からごみ拾いアプリ「ピリカ」の導入もスタートしています。「ピリカ」では、美化活動の様子や記録、きれいになったまちの様子や拾ったごみの写真の投稿ができ、アプリを通じて活動する団体や、事業所、個人同士のコミュニケーションの場にもなっています。個人でも取り組み、コミュニケーションの場にもなっている「美化活動」。皆さんも参加してみませんか。



わがまちクリーン大作戦の様子

ごみ拾いアプリ「ピリカ」

投稿した活動記録が共有できる

【関連計画】

- 西宮市都市景観形成基本計画
- 西宮市下水道ビジョン
- 西宮市都市計画マスタープラン
- 第二次西宮市空家等対策計画 など